

玉軸受等に対して課する報復関税に関する政令の一部を改正する政令（案）参照条文

関稅定率法（明治四十三年法律第五十四号）（抄）

（報復関税等）

第六条 世界貿易機關を設立するマラケシュ協定（以下この条、次条及び第九条において「世界貿易機關協定」という。）に基づいて直接若しくは間接に本邦に与えられた利益を守り、又は世界貿易機關協定の目的を達成するため必要があると認められるときは、次の各号に掲げる国から輸出され、又はその国を通過する貨物で輸入されるものには、当該各号に定める承認の範囲内において、政令で定めるところにより、国及び貨物を指定し、別表の税率による関税のほか、当該貨物の課税価格と同額以下の関税を課することができる。

一 世界貿易機關の加盟国であつて、世界貿易機關協定に基づいて直接若しくは間接に本邦に与えられた利益を無効にし、若しくは侵害し、又は世界貿易機關協定の目的の達成を妨げていると認められる状況のある国 当該国に対する讓許その他の義務の停止についての世界貿易機關協定附属書二紛争解決に係る規則及び手続に関する了解第二条に規定する紛争解決機關による承認

二（省略）

2（省略）

3 前二項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。